

月刊

河井克行



日本を、
建て直す。

安佐南区八木三丁目を視察する安倍晋三内閣総理大臣と河井克行代議士

『産経新聞』8月26日付

平成 26 年

8.20.

集中豪雨災害
臨時号

「なぜ、15 年前の悲惨な教訓を活かせなかったのか」
安倍内閣総理大臣被災地視察「できることは全てやる」
国の直轄砂防ダム 危険溪流 24 ヶ所で緊急事業
国会で国が前面に出た復旧・復興を強く訴える
自民党 P T 座長として土砂災害防止法改正案を取りまとめる

あの日以来、自問自答し、 被災地を歩きつづけています

～「なぜ、15年前の悲惨な教訓を活かせなかったのか」～

突然の災厄に遭われ、お亡くなりになられた74名の皆様に謹んで哀悼の意を表しますとともに、今この瞬間も避難所や仮住まいで将来への不安を抱えながら身を寄せ合っている数多くの被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

幼いころから数えきれないほどこの地区を歩いた私には、悔しい思いが募ります。それは15年前にさかのぼります。

広島県で32名の死者・行方不明者、安佐南区・安佐北区では9名の犠牲者を出した「6. 29. 広島豪雨災害」。その悲惨な教訓を基に立法された『土砂災害防止法』の草案を書いたのは、当時衆議院初当選の私でした。都道府県が五年ごとに危険個所を調査し、住民に危害が生じる恐れがある区域を“土砂災害警戒区域”に、著しい危害が生じる恐れがある区域を“土砂災害特別警戒区域”に指定する仕組みを作りました。警戒区域内で、避難体制の整備、住宅新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などを図ることを盛り込みました。

ところが、法制定から14年が経ったにもかかわらず、全国最多の土砂災害危険個所を抱える広島県の基礎調査完了率はわずか37%、甚大な被害が出た八木・緑井地区では警戒区域の指定がゼロのままでした。一方で13の都府県は基礎調査を既に完了しました。中には広島県より財政規模が小さいにもかかわらず、調査に費やした予算が広島県より多い県もあります。原点が「6. 29. 広島豪雨災害」の悲惨な教訓にあることを考えると、広島県の現状は立法の意図を汲み取らない異常事態です。

8月25日（月）、被災地を視察した安倍晋三内閣総理大臣は「政府としてできることはすべてやる」と言明。年内の24か所25基の直轄砂防ダム建設着手をめざし、わが国がこれまで都市部において経験したことがない大規模かつ集中的な砂防事業が国により被災地で始まります。また、災害を繰り返さないために国の関与を強める『土砂災害防止法』の改正を、秋の臨時国会で行う準備も本格化。私が座長に任じられた「自民党土砂災害防止法改正検討プロジェクトチーム」は9月19日に提言案をまとめました。

74名犠牲者の御霊に報いるため、そして被災者皆様がこれからも住みつづけていたいと思われるように、安全で強靱な国土（ふるさと）をつくりあげる決意です。希望を胸に、力を合わせましょう！



衆議院議員 河井 克行

安倍内閣総理大臣被災地視察 「できることは全てやる」

～異例の速さで激甚災害指定方針を表明～

8月22日（金）午後、安倍総理大臣と面会した河井克行代議士は、①上空からの被災地視察と梅林小学校避難所激励を週末に、②迅速な激甚災害指定、③土砂災害防止法の臨時国会における改正、④土砂撤去作業への国の投入、⑤民間住宅の借り上げを積極的に進める、などを要望。

荒天により一日延びた安倍総理大臣の被災地視察は25日（月）に実施。河井克行代議士は総理の傍らに立ち、現場の説明に努めました。

その後も河井克行代議士は、9月4日（木）と19日（金）安倍総理に面会。被災地復旧の現状などを報告しました。

梅林小学校避難所
（体育館・教室）激励



八木三丁目視察



マツダオートザム梅林屋上から視察



自衛隊・国土交通省・警察・
消防現地指揮所激励



（広島ヘリポートで陸上自衛隊
ヘリコプタに乗り換え）



山本・緑井・八木・可部東・
三入南・桐原の順に上空から視察



陸上自衛隊ヘリコプタ CH-47J 機中から被災地を視察する安倍総理（右奥）と河井克行代議士（左手前）

安倍総理大臣の被災地視察行程



梅林小学校避難所で被災者に声を掛ける
山谷えり子防災担当大臣と河井克行代議士



梅林小学校で活動する地元各種団体の皆様を安倍総理
に紹介する河井克行代議士（撮影：内閣広報室）

国の直轄砂防ダム 危険渓流24か所で緊急事業

～年内に工事着手 地元協力が重要に～

被災地を休みなく歩きつづける河井克行代議士には、高まる住民の不安の声が毎日聞こえてきます。生活の再建には、まず被災地の安全確保が最優先と考える河井克行代議士は、国による緊急かつ集中的な砂防ダムの建設を強く求め、国土交通省は緊急砂防工事の工程表を策定しました。

広島災害における緊急的な砂防工事の今後のスケジュール

平成26年9月11日
国土交通省

下記は、一般的な工程を示しています。
現地の状況により、変更になる可能性があります。

	9月	10月	11月	12月	27年1月	
ワイヤーセンサー設置	→ 完了済					
大型土のう設置	→	下旬完了予定				
災関・財務省協議	←→					
ネット捕捉工設置	財務協議完了後順次実施	←	中下旬完了予定			
概略設計		← 実質約1ヶ月 →				
測量立入のための 地元説明		← 実質約1ヶ月 →				
測量および設計			← 約2ヶ月 →			
用地交渉(地元説明)				←	→	
工事着手 (工事用道路含む)					←	→

まず応急対策として、強靱ワイヤネットの設置を10月中下旬までに完了する予定です。高強度のネットで土石流を直接捕捉する工法は立山カルデラ（富山県）などで効果を発揮。数十年間の使用が可能とされます。

次に本格的な土石流対策として、24か所に25基の直轄砂防ダムを建設することが、国土交通省から公表されました。八木・緑井地区が20ヶ所、山本地区が1ヶ所、可部東地区が3ヶ所です。

直轄砂防ダムに関連する被災地自治会

八木・緑井地区	山本地区	可部東地区
岩谷、八敷、緑井上組、小原、小原山、 八木住宅、第一市の坪、緑ヶ丘県営住宅、 梅林台、上楽地、阿武の里、八木ヶ丘、室屋、 山手、別所第一区、別所第二、別所県営、 下細野、上細野、鳴渡場など	畑組	新建、台、 台新、台上市住、 台中市住など

全国から参集した国土交通省緊急災害派遣隊が被災地周辺の危険溪流324か所を対象に緊急点検（第一次8月20日～29日、第二次8月29日～9月2日）を実施。危険度が高い順に「A」「B」「C」と判定しました。77か所に上る「A」判定溪流の中で、緊急性が高い箇所から順に国が事業を実施します。

通常は工事着手まで数年間かかりますが、「緊急事態だ。三ヶ月で取り掛かって欲しい」と河井克行代議士は関係府省に強く主張。太田川河川事務所高瀬分室に「広島豪雨土砂災害対策現地推進室」が設置され、12月中の着手に向け、国は作業に入りました。人員の増員と国の「復興事務所」新設をめざし、河井克行代議士はこれからも動きます。

また農林水産省（林野庁）は、可部・高松山国有林で6ヶ所、犬戾鳴山（八木町鳴渡場～安佐町筒瀬）で3ヶ所の緊急治山事業を実施する予定です。さらに広島県は、砂防ダムを7ヶ所、急傾斜地崩壊防止工事を4ヶ所、治山事業を12ヶ所、それぞれ緊急事業として行います。なお、国および県が建設するダム等の予定地概略を記した地図を河井克行代議士のホームページ「8.20. 広島市北部集中豪雨災害」欄で公開しています。

衆議院災害対策特別委員会で国が前面に出た 復旧・復興を強く訴える

河井克行代議士は、8月28日（木）衆議院災害対策特別委員会で、党を代表して広島豪雨災害の質疑に立ちました。古屋圭司防災担当大臣（当時）らに被災地の実態をきめ細かく説明し、国が前面に出た復旧・復興を強く要望しました。

砂防ダムを緊急整備
この日の衆議院災害対策特別委員会の閉会中審査で、国土省の土井亨政務官が明らかにした。土石流などが起きた地域の砂防ダム設置に「緊急的に整備し、次の大規模災害を防ぐ対策を集中的に実施する」と強調した。



法改正や復旧支援を

衆参災害対策特別委 広島県関係議員訴え

広島市の土砂災害をめぐり、28日に開かれた衆参の災害対策特別委員会の閉会中審査。質問に立った広島県関係の国会議員は土砂災害防止法の改正や早期復旧の支援を訴えた。

土砂災害危険箇所が全国最多の広島県。同法に基づき県が指定した土砂災害警戒区域が危険箇所4割弱にとどまる現状を、自民党の河井克行氏（広島3区）が取り上げた。

古屋圭司防災担当大臣は「都道府県知事が警戒区域を指定しやすきたい」と早期改正への意欲を重ねて表明。指定に向けた調査や住民説明が自治体の負担になっているとし、支援を拡充する考えも強調した。

自民党PT座長として 土砂災害防止法改正案を取りまとめる

～取り組みが遅い都道府県に国が“是正要求”～

8月27日（水）党本部で開かれた豪雨災害対策本部会議で「土砂災害防止法の改正を検討するプロジェクトチーム（PT）」が設置、河井克行代議士が座長に選任されました。六回の打ち合わせと現地視察を行って取りまとめた座長提言案は、9月25日（木）の党国土交通部会で了承されました。臨時国会中の成立に政府・与党は全力を挙げます。

①基礎調査を完了していない都道府県に対して、国が進捗を管理し、状況を毎年公表。取り組みの遅い都道府県に対して是正を要求する。②基礎調査が終了した区域については、結果を速やかに住民に周知することを義務付ける。③土砂災害警戒情報を法に明記して、避難勧告の直接的基準とする。④特に高齢者や幼児・児童の安全確保を意識し、市町村地域防災計画に警戒区域内の避難場所・避難経路と、福祉施設・医療施設・学校等への情報伝達を記載する。⑤警戒区域ごとに避難訓練を毎年実施する。⑥広島県に対し、法に基づく基礎調査を迅速に完了（1年をめど）することを強く求める。⑦広島市北部被災地を住民の安全を守るための「国が重点的に対策を行う地域」と位置づけ、国が強力に支援する。

『広島市北部の災害を踏まえた土砂災害対策の強化についてのPT座長提言』を河井克行代議士のホームページ「8.20. 広島市北部集中豪雨災害」欄で公開しています。

土砂災害防止で提言

自民党の土砂災害防止法改正検討プロジェクトチーム（座長・河井克行衆議院議員）は19日、都道府県による土砂災害警戒区域の指定を促進することを柱とした法改正提言案をまとめた。政府は、提言を反映させた法改正案を、臨時国会に提出する方針だ。提言では、指定に必要な基礎調査が遅れている都道府県に、5年以内の調査終了を促すため、調査の進行状況を政府が毎年公表することなどを盛り込んだ。

『読売新聞』9月20日付

警戒区域の指定国の関与強化を 自民PTが提言案

広島市の土砂災害を受けることを求めた。

け、土砂災害防止法の改正を検討する自民党のプロジェクトチーム（PT、座長・河井克行衆議院議員）は18日、内閣府の目標時期を「5年以内」と明記。特に広島県は「1年をめど」とした。さらに、指定作業が遅れている都道府県に国が是正を要求できるように求めた。

『中国新聞』9月19日付

また、広島市の避難勧告の遅れを問題視。気象庁と都道府県が出す土砂災害警戒情報について、都道府県が関係市町村に通知することも義務付ける。市町村が空振り恐れずに避難勧告・指示を出すよう促す。

同法では、特別警戒区域に指定した場合、都道府県は住民に移動勧告できると規定するが、勧告が出された例はない。提言は、国が都道府県の基準づくりを指導するよう求めた。

このほか、市町村地域防災計画に警戒区域内の避難場所やルートを記載することや、各地で警戒区域内に避難場所がある現状を打開するよう国や自治体が努めることも求める。

（城戸収）



自由民主党広島県第三選挙区支部 衆議院議員 河井克行事務所

国会事務所

〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1208号室
TEL: 03-3581-5111(内線71208) 03-3508-7518(直通) FAX: 03-3508-3948

広島事務所

〒731-0153 広島市安佐南区安東2-1-22
TEL: 082-832-7301 FAX: 082-878-3301

公式HP

<http://www.kawaikatsuyuki.com>

河井克行

検索